

社援企発0329第1号
令和6年3月29日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省社会・援護局援護企画課長
（公印省略）

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）

今般、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて」（平成20年3月31日付け社援企発第0331001号厚生労働省社会・援護局援護企画課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、支援給付の実施に遺漏のないようご配慮をお願いします。

新 旧 対 照 表

改 正 後	現 行
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 最低生活費の認定 問1～69 (略) 問70 局長通知第6の2の(6)のウの「熱中症予防が特に必要とされる者」とは、どのような者が該当するか。 答 被支援者の健康状態や住環境等を総合的に勘案の上、支援給付の実施機関が必要と認めた者が該当する。<u>例えば、高齢者、障害(児)者、小児及び難病患者については体温の調節機能への配慮が必要であると考えられることから、これらの者について、他の要件に合致する場合には、特に購入に向けて積極的に勧奨された</u><u>い。</u></p> <p>問71・72 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 支援給付の決定 問1～13 (略) 〔支援給付台帳等の閲覧〕 問14 支援給付台帳、収支認定表等について、一般住民より閲覧の申出があったが、これを認めて差し支えないか。</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の実施要領の取扱いについて</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 最低生活費の認定 問1～69 (略) 問70 局長通知第6の2の(6)のウの「熱中症予防が特に必要とされる者」とは、どのような者が該当するか。 答 <u>体温の調節機能への配慮が必要となる者として、高齢者、障害(児)者、小児及び難病患者並びに</u>被支援者の健康状態や住環境等を総合的に勘案の上、支援給付の実施機関が必要と認めた者が該当する。</p> <p>問71・72 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>第7 支援給付の決定 問1～13 (略) 〔支援給付台帳等の閲覧〕 問14 支援給付台帳、収支認定表等について、一般住民より閲覧の申出があったが、これを認めて差し支えないか。</p>

答 認めるべきではない。

支援給付の決定実施に際しては、その事務の性質上要支援者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項まで調査することがあるが、これらの事項につきその秘密を厳守することは、国民の支援給付の実施機関に対する信頼を確保するうえから欠くことができないのみならず、法律上の義務でもある（地方公務員法第34条参照。なお、国家公務員法第100条、民生委員法第15条及び刑事訴訟法第144条に同趣旨の規定がある。）。したがって、これらの事項を記録した支援給付台帳等の閲覧は許されない。

ただし、支援給付の実施機関が、個人情報保護法に基づき、自己を本人とする支援給付台帳、収支認定表等の個人情報の開示を請求された場合は、同法の定めるところにより適切に対応されたい。

なお、支援給付について不服があれば不服申立てによるべきであり、また一般住民が支援給付の実施機関の法律執行につき疑義をもつときは、監査請求（地方自治法第75条）によるべきである。

問15～問18 （略）

第8 （略）

答 認めるべきではない。

支援給付の決定実施に際しては、その事務の性質上要支援者にとっては隠したい個人的な秘密にわたる事項まで調査することがあるが、これらの事項につきその秘密を厳守することは、国民の支援給付の実施機関に対する信頼を確保するうえから欠くことができないのみならず、法律上の義務でもある（地方公務員法第34条参照。なお、国家公務員法第100条、民生委員法第15条及び刑事訴訟法第144条に同趣旨の規定がある。）。したがって、これらの事項を記録した支援給付台帳等の閲覧は許されない。

ただし、支援給付の実施機関が、当該地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、自己を本人とする支援給付台帳、収支認定表等の個人情報の開示を請求された場合は、同条例の定めるところにより適切に対応されたい。

なお、支援給付について不服があれば不服申立てによるべきであり、また一般住民が支援給付の実施機関の法律執行につき疑義をもつときは、監査請求（地方自治法第75条）によるべきである。

問15～問18 （略）

第8 （略）